

第6期 伊那市障害福祉計画

第2期 伊那市障害児福祉計画

(令和3年度～令和5年度)

令和3年3月

伊那市

目 次

1	計画の基本理念	3
2	計画の期間	3
3	計画の基本的な考え方	4
	(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援	
	(2) 市を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等	
	(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備	
	(4) 地域共生社会の実現に向けた取組	
	(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援	
4	障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）	5
	(1) 施設入所者の地域生活への移行等	
	(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	
	(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	
	(4) 福祉施設から一般就労への移行等	
	(5) 障害児支援の提供体制の整備等	
	(6) 障害福祉人材の確保	
	(7) 障害者の社会参加を支える取組	
5	障害福祉サービスの見込量とその考え方（活動指標）	9
	(1) 訪問系サービス	
	(2) 日中活動系サービス	
	(3) 施設系サービス	
	(4) 相談支援	
6	障害児支援等の見込量とその考え方（活動指標）	15
	(1) 児童発達支援	
	(2) 医療型児童発達支援	
	(3) 放課後等デイサービス	
	(3) 保育所等訪問支援	
	(4) 居宅訪問型児童発達支援（新）	
	(5) 居宅訪問型児童発達支援	
	(6) 児童入所支援	
	(7) 障害児相談支援	
	(8) 医療的ケア児に対する関連分野の支持を調整するコーディネーター	

7	発達障害児等の家族に対する支援（活動指標）	17
8	地域生活支援事業の見込量とその考え方（活動指標）	17
	（1）理解促進研修・啓発事業	
	（2）自発的活動支援事業	
	（3）相談支援事業	
	（4）成年後見制度利用支援事業	
	（5）成年後見制度法人後見支援事業	
	（6）意思疎通支援事業	
	（7）日常生活用具給付事業	
	（8）手話奉仕員養成研修事業	
	（9）移動支援事業	
	（10）地域活動支援センター機能強化事業	
9	計画の推進と達成状況の評価	20
	（1）計画の達成のための推進体制	
	（2）計画達成状況の評価	
資料	伊那市の障害者と障害福祉サービス費の推移	21
	1 手帳所有状況	
	2 年齢別身体障害者手帳等交付実績	
	3 障害者自立支援給付費等の推移	

（注）「障害」の表記について

伊那市では、現行の伊那市障害者計画（平成26年度～平成30年度）策定時に伊那市障害者施策推進協議会や障害者団体等の意見を踏まえ、「障がい」ではなく「障害」と統一して表記することとしました。

1 計画の基本理念

伊那市障害福祉計画及び伊那市障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20の規定に基づき、国、県の基本方針に沿って策定するものです。

第6期伊那市障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画では、令和元年度策定の「伊那市障害者計画」の基本理念「誰もが認めあい 地域社会の一員として等しく参加でき 自分らしく安心して暮らすことのできるまち」を継承し、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の住みやすい地域社会の実現をめざします。

2 計画の期間

この計画では、令和5年度を目標年度とするとともに、そこに至る各年度における障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業（以下「障害福祉サービス等」という。）の見込量や数値目標とそれを確保するための方策について、伊那市の実情に応じて定めることとします。

年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
計画	伊那市 障害者計画		伊那市障害者計画 (H26~H30)					伊那市障害者計画 (R1~R5)					
	第3期伊那市 障害福祉計画		第4期伊那市 障害福祉計画			第5期伊那市 障害福祉計画			第6期伊那市 障害福祉計画				
							第1期伊那市 障害児福祉計画			第2期伊那市 障害児福祉計画			

3 計画の基本的な考え方

伊那市障害者計画の基本理念を踏まえ、障害者等が希望する暮らしの実現や、その意欲や能力（適性）に応じた活動を保障するため、次に掲げる項目において、必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制を計画的に確保します。

（１）障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

（２）障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう、障害の種別や年齢等によらず、一元的な障害福祉サービスの実施を推進します。

（３）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

（４）地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取組を推進します。

（５）障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害種別にかかわらず質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、人工呼吸器を装着しているなど日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する重層的な支援体制の構築を目指します。

（６）障害福祉人材の確保

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サー

ビス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係機関等と協力して取り組みます。

(7) 障害者の社会参加を支える取組

障害者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえて支援すべきです。

特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成三十年法律第四十七号）を踏まえ、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

4 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援などの課題に対応するため、次に掲げる事項について令和5年度における目標を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

ア 国及び県の目標設定

項目	国の指針	県の成果目標
施設入所者の地域生活への移行者数	令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上	令和2年度末までの成果目標の未達成率を勘案し、9.2%以上
施設入所者数	令和元年度末時点の施設入所者から1.6%以上削減	令和2年度末までの施設入所者から1.6%以上削減

イ 市の目標設定

項目	数値	備考
施設入所者の地域生活への移行者数	8人	県の成果目標に合わせ、令和元年度末施設入所者数（61人）の13.1%以上移行
施設入所者の削減数	4人	新規利用者が見込まれるが、自然減を含め令和元年度末施設入所者から6.6%以上削減

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

ア 国及び県の目標設定

国の指針	県の成果目標
全ての圏域及び市町村に、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設定	全ての圏域及び市町村に、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設定

イ 市の目標設定

長期入院精神障害者の地域移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、地域精神保健・医療・福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生

できる包摂的（インクルーシブ）な社会を構築していく必要があります。精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい生活ができるよう、精神保健医療機関、保健所、警察署、消防署及び関係機関で構成する既存の会議を活用し、協議していきます。

また、上伊那圏域においては、上伊那圏域地域自立支援協議会精神障害者等地域生活部会を中心に協議を進めます。

（３）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

ア 国及び県の目標設定

国の指針	県の成果目標
各市町村又は各圏域に少なくとも１つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証及び検討	各市町村又は各圏域に少なくとも１つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証及び検討

イ 市の目標設定

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者が地域で安心して生活できるよう支援する機能（相談支援機能、体験の機会・場の提供、緊急時の受入れ・対応、専門の人材の確保・養成、地域の体制づくり）を持つ拠点の整備について、上伊那圏域地域自立支援協議会を中心に整備を進めてきました。特に緊急時の受入れ・対応については、圏域内の障害者入所支援施設を中心に運用していますが、まだまだ課題が多く、引き続き検討していく必要があります。

また、障害福祉サービス等へのニーズ、既存の障害福祉サービス等の整備状況等、地域における状況に応じ、上伊那圏域地域自立支援協議会等の場を用いて、基幹相談支援センターを中心に、圏域内市町村やサービス事業所、関係機関等と共に整備を進めます。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

ア 国及び県の目標設定

項目	国の指針	県の成果目標
福祉施設から一般就労への移行者数	令和元年度実績の 1.27 倍以上	令和元年度末実績の 1.55 倍以上
福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者	就労移行支援事業所を通じて一般就労に移行する者のうち、7 割が就労定着支援事業を利用する。	就労移行支援事業所を通じて一般就労に移行する者のうち、7 割が就労定着支援事業を利用する。
就労定着率 8 割以上の就労定着支援事業所の割合	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とする。	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とする。

イ 市の目標設定

項目	数値	備考
福祉施設から一般就労への移行者数	16人	県の成果目標に合わせ、令和元年度実績（9人）の1.55倍以上
福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者	11人	県の成果目標に合わせ、就労移行支援事業所を通じて一般就労に移行する者のうち、69%が就労定着支援事業を利用する。
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合	1か所	市内の就労移行支援事業所（2か所）の5割以上

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

ア 国及び県の目標設定

項目	国の指針	県の成果目標
児童発達支援センターの設置	令和5年度末までに、各市町村に1か所設置	令和5年度末までに、すべての市町村において、利用できる体制を整備
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	令和5年度末までに、全ての市町村において利用できる体制を構築	令和5年度末までに、全ての市町村において利用できる体制を構築
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	令和5年度末までに各市町村に1か所以上確保	令和5年度末までに、全ての市町村において利用できる体制を整備
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	令和5年度末までに各圏域、市町村において協議の場を設置及びコーディネーターの配置	令和5年度末までに圏域単位を基本に協議の場を設置。また、圏域を単位にコーディネーターの配置

イ 市の目標設定

項目	目標
児童発達支援センターの設置	令和3年4月から児童発達支援センター「小鳩園」を設置。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	令和3年4月から児童発達支援センター「小鳩園」において実施。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	児童発達支援センター「小鳩園」での支援に向けて、協議、検討を進める。放課後等デイサービス事業所については、上伊那圏域地域自立支援協議会部会等で協議し、事業所への働きかけを行う。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済み。教育、保育、医療機関、臨床心理士等専門職員で及び関係機関で構成する既存の会議や上伊那圏域地域自立支援協議会重心・要医療的ケア部会を中心に協議を進めている。

5 障害福祉サービスの見込量とその考え方（活動指標）

障害者等が希望する暮らしの実現や、その意欲や能力（適性）に応じた活動を保障するため、障害福祉サービスの種類ごとに必要な量の見込み及びその考え方について、次のとおり定めます。

（年間合計を12で除した1か月当たりの見込量）

（1）訪問系サービス

サービス見込量(月あたり時間数)は、令和元年度の実績に対し、定率で増加するとし、次のように見込みました。

ア 居宅介護

家庭にヘルパーが訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護や調理、洗濯等の家事その他生活全般にわたる相談や助言などを行います。

居宅介護	元年度 実績	3年度 見込	4年度 見込	5年度 見込
利用時間（時間）	1,216	1,276	1,340	1,407
利用者数（人）	134	141	148	155

イ 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害があり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護や外出時の移動支援などを総合的に行います。（平成30年度から、入院中の医療機関でも利用できるようになりました。）

重度訪問介護	元年度 実績	3年度 見込	4年度 見込	5年度 見込
利用時間（時間）	207	211	215	219
利用者数（人）	9	10	11	12

ウ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他外出する際に必要な支援を行います。

同行援護	元年度 実績	3年度 見込	4年度 見込	5年度 見込
利用時間（時間）	66	67	68	69
利用者数（人）	5	6	7	8

エ 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする人に、行動するときに必要な援護、外出時における移動中の介護などを行います。

行動援護	元年度 実績	3年度 見込	4年度 見込	5年度 見込
利用時間（時間）	1,466	1,481	1,496	1,511
利用者数（人）	59	60	61	62

オ 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等複数のサービスを包括的に行います。上伊那圏域には事業所が無いいため、令和5年度末までを見込んでいます。

重度障害者等包括支援	元年度 実績	3年度 見込	4年度 見込	5年度 見込
利用時間（時間）	0	0	0	5
利用者数（人）	0	0	0	1

(2) 日中活動系サービス

サービス見込量(月あたり時間数)は、令和元年度の実績に対し、定率で増加するとし、次のように見込みました。

ア 生活介護

常に介護を必要とする人に、施設で昼間入浴、排せつ又は食事の介護などを行います。また、創作的活動や生産活動の機会の提供を行います。

生活介護	元年度 実績	3年度 見込	4年度 見込	5年度 見込
利用日数（人日分）	2,955	3,014	3,074	3,135
利用者数（人）	178	183	188	194

イ 自立訓練

自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間身体機能や生活能力を向上させるための訓練を行います。

(ア) 機能訓練

身体障害者等を対象に、必要なりハビリテーションや生活等に関する相談、助言等を行います。

(イ) 生活訓練

知的障害者又は精神障害者を対象に、自立した日常生活を営むため、入浴、排せつ及び食事等に関し必要な訓練や生活等に関する相談、助言等を行います。

自立訓練		元年度 実績	3年度 見込	4年度 見込	5年度 見込
機能訓練	利用日数（人日）	121	132	144	157
	利用者数（人）	10	11	12	13
生活訓練	利用日数（人日）	64	70	76	83
	利用者数（人）	7	8	9	10

ウ 就労移行支援

一般企業などで働くことを希望する人に、一定期間、必要となる知識や能力を向上させるための訓練を行います。伊那養護学校生徒の卒業に向けた利用などがあります。

就労移行支援	元年度 実績	3年度 見込	4年度 見込	5年度 見込
利用日数（人日分）	239	256	274	293
利用者数（人）	13	14	15	16

エ 就労継続支援

一般企業などで働くことが困難な人に、支援を受けながら働く場を提供し、必要となる知識や能力を向上させるための訓練を行います。

（ア）就労継続支援A型（雇用型）

事業所と障害者が雇用契約を結びます。市内の事業所は1か所ですが、就労支援のため今後整備の必要なサービスと考えられます。

（イ）就労継続支援B型（非雇用型）

就労の機会を通じて生産活動に関する知識や能力の向上が期待される人を対象としています。地域生活を送る障害者の主要な日中活動の場として位置付けられます。

就労継続支援		元年度 実績	3年度 見込	4年度 見込	5年度 見込
A型	利用日数（人日分）	386	405	425	446
	利用者数（人）	18	19	20	21
B型	利用日数（人日分）	4,659	4,845	5,038	5,240
	利用者数（人）	290	302	314	327

オ 就労定着支援

障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けての支援を行います。平成 30 年度から新たに始まったサービスです。

就労定着支援	元年度 実績	3 年度 見込	4 年度 見込	5 年度 見込
利用者数（人）	0	1	1	1

カ 療養介護

医療が必要で、常に介護も必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、日常生活の支援などを行います。上伊那圏域に利用できる施設がないことから、利用は横ばいで推移すると見込みます。

療養介護	元年度 実績	3 年度 見込	4 年度 見込	5 年度 見込
利用者数（人）	8	10	10	10

キ 短期入所

自宅で介護をしている家族などが病気になったときや休息が必要になったときなどに、施設へ短期間入所し、入浴、食事、排せつなどの支援を行います。地域生活を送る上で短期入所の必要性は高く、事業者・利用者共に利用しやすい体制づくりを整備する必要があります。

短期入所		元年度 実績	3 年度 見込	4 年度 見込	5 年度 見込
福祉型	利用日数 （人日分）	141	148	155	163
	利用者数 （人）	18	19	20	21
医療型	利用日数 （人日分）	47	47	48	48
	利用者数 （人）	6	6	7	7

(3) 施設系サービス

ア 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していただいていた障害者で一人暮らしを希望する人に、一定期間定期的に自宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うことで、地域生活を支援します。平成30年度から新たに始まったサービスです。

自立生活援助	元年度 実績	3年度 見込	4年度 見込	5年度 見込
利用者数(人)	0	1	1	1
うち精神障害者の利用 (人)	0	1	1	1

イ 共同生活援助(グループホーム)

主に夜間において、地域で共同生活をしている人に、住居における相談や日常生活の支援を行います。入浴、排せつ、食事など介護が必要な人には介護サービスも行います。障害者の地域生活の中核を担うサービスとして、今後も利用者は増える見込みです。

共同生活援助	元年度 実績	3年度 見込	4年度 見込	5年度 見込
利用者数(人)	133	134	135	136
うち日中サービス 支援型共同援助(人)	0	0	0	0
うち精神障害者の利用 (人)	45	46	47	48

ウ 施設入所支援

自宅での生活が困難で施設に入所する人に、主として夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護、生活等に関する相談、その他の必要な日常生活上の支援を行います。地域移行が一段落し、今後の利用者数は微減が予想されます。

施設入所支援	元年度 実績	3年度 見込	4年度 見込	5年度 見込
利用者数(人)	66	65	64	63

(4) 相談支援

ア 計画相談支援

障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障害福祉サービスを利用するすべての人にサービス等利用計画を作成します。

相談支援	元年度 実績	3年度 見込	4年度 見込	5年度 見込
利用者数（人）	121	145	174	208

イ 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害者や精神科病院に入院している精神障害者などに、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、その他必要な支援を行います。

地域移行支援	元年度 実績	3年度 見込	4年度 見込	5年度 見込
利用者数（人）	2	2	2	2
うち精神障害者の 利用（人）	2	2	2	2

ウ 地域定着支援

居宅で単身等で生活する障害者で、地域生活を継続していくための常時の連絡体制を確保し、緊急時等の支援体制が必要と見込まれる人に、常時の連絡体制を確保し、緊急対応等の各種支援を行います。

障害福祉サービス利用者の増加、精神障害者等の地域移行の増加に伴い、利用量の推移は次のように見込みます。

地域定着支援	元年度 実績	3年度 見込	4年度 見込	5年度 見込
利用者数（人）	2	2	2	2
うち精神障害者の 利用（人）	2	2	2	2

6 障害児支援等の見込量とその考え方（活動指標）

障害児及びその家族に対し、障害の種別にかかわらず、身近な地域での支援を確保するため、障害児支援サービスの種類ごとに必要な量の見込み及びその考え方について、次のとおり定めます。

（年間合計を12で除した1か月あたりの見込量）

（1）児童発達支援

療育の観点から、集団療育や個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を小鳩園と連携して取り組んでいきます。新規事業所の開設もあり、利用量は増加を見込みます。

児童発達支援	元年度 実績	3年度 見込	4年度 見込	5年度 見込
利用日数（人日分）	459	482	506	531
利用児童数（人）	45	47	49	51

（2）医療型児童発達支援

療育の観点から、集団療育や個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を小鳩園と連携して取り組んでいきます。

医療型児童発達 支援	元年度 実績	3年度 見込	4年度 見込	5年度 見込
利用日数（人日分）	0	0	0	1
利用児童数（人）	0	0	0	3

（3）放課後等デイサービス

学校在学中の障害児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。利用量は増加を見込みます。

放課後等 デイサービス	元年度 実績	3年度 見込	4年度 見込	5年度 見込
利用日数（人日分）	1,182	1,300	1,430	1,573
利用児童数（人）	132	145	160	176

(4) 保育所等訪問支援

障害児に対する指導経験のある児童指導員や保育士が保育園等を訪問し、障害児が集団生活に適應することができるよう、身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行います。

保育所等訪問支援	元年度 実績	3年度 見込	4年度 見込	5年度 見込
利用日数(人日分)	2	2	3	3
利用児童数(人)	1	1	2	2

(5) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、居宅を訪問して発達支援を行います。平成30年度から新たに始まったサービスです。事業を開始する事業所の見込みが無い場合、利用見込みもありません。児童発達支援センター等関係機関等に事業の実施について働きかけを行います。上伊那圏域には事業所が無い場合、令和5年度末までを見込んでいます。

居宅訪問型児童発達支援	元年度 実績	3年度 見込	4年度 見込	5年度 見込
利用日数(人日分)	0	0	0	1
利用児童数(人)	0	0	0	1

(6) 児童入所支援

施設に入所する障害児に、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行います。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

児童入所支援		元年度 実績	3年度 見込	4年度 見込	5年度 見込
福祉型	利用児童数(人)	0	0	0	0
医療型	利用児童数(人)	6	6	6	6

(7) 障害児相談支援

障害児の自立した生活を支え、障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障害児福祉サービスを利用するすべての人にサービス等利用計画を作成します。新規事業所の開設があり、利用量は増加を見込みます。

障害児相談支援	元年度 実績	3年度 見込	4年度 見込	5年度 見込
利用児童数(人)	36	41	47	54

(8) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

医療的ケアを必要とする障害児に、心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉等の支援を受けられるよう、関係機関の支援を調整するコーディネーターを上伊那圏域で配置します。児童発達支援センター等関係機関等に事業の実施について働きかけを行います。

コーディネーター 配置	元年度 実績	3年度 見込	4年度 見込	5年度 見込
配置人数(人)	0	0	0	2

7 発達障害児に対する支援（活動指標）

発達障害児等の家族同士の支援を推進するため、同じ悩みを持つ障害児の家族に対するピアサポート等の支援を充実し、家族だけでなく本人の生活の質の向上を図ります。

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	元年度 実績	3年度 見込	4年度 見込	5年度 見込
受講者数(人/年)	23	26	27	28
ペアレントメンターの人数	親の会定例会に、県ペアレント・メンター事業の活用およびペアレント・メンター登録の周知を検討していく。			
ピアサポートの活動への参加人数	元年度 実績	3年度 見込	4年度 見込	5年度 見込
受講者数(人/年)	0	0	5	5

8 地域生活支援事業の見込量とその考え方（活動指標）

障害者等が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により効果的・効率的に実施する事業です。利用者の必要に応じたサービスが利用できるように、既存事業者からの継続的なサービス提供を可能な限り確保するとともに、新規事業者の開拓に努めます。上伊那圏域地域自立支援協議会の専門部会等を通じ、事業者や関係市町村と連携し、地域で必要とされる社会資源の把握と確保を図ります。また、各事業の内容や利用方法などについての情報を市報やホームページ、パンフレット等により周知していきます。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。伊那市社会福祉協議会に委託し、あいサポーター養成講座、ふれ

あい交流バスの旅、ケーブルテレビ番組「きらきらふくし」による啓発などを行います。

理解促進研修・啓 発事業	元年度 実績	3年度 見込	4年度 見込	5年度 見込
実施の有無	実施	実施	実施	実施

(2) 自発的活動支援事業

障害者やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動を支援します。

自発的活動支援事 業	元年度 実績	3年度 見込	4年度 見込	5年度 見込
実施の有無	実施	実施	実施	実施

(3) 相談支援事業

障害者やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。上伊那 8 市町村の共同実施事業で、上伊那圏域障害者総合支援センターに委託して行います。

相談支援事業	元年度 実績	3年度 見込	4年度 見込	5年度 見込
実施箇所数	1	1	1	1
基幹相談支援セン ター数	1	1	1	1
相談件数(件)	4,009	4,090	4,120	4,150

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有用であると認められる知的障害者や精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図ります。また、申立てに必要な費用の一部の補助を行います。

	元年度 実績	3年度 見込	4年度 見込	5年度 見込
市長申立件数(件)	2	3	3	3

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ります。上伊那 8 市町村の共同実施事業で、上伊那成年後見センターに委託して行います。

成年後見制度法人 後見支援事業	元年度 実績	3年度 見込	4年度 見込	5年度 見込
実施の有無	実施	実施	実施	実施

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。また、社会福祉課において手話通訳者を設置します。手話通訳者等の派遣利用量は、次のような推移を見込みます。

意思疎通支援事業	元年度 実績	3年度 見込	4年度 見込	5年度 見込
手話通訳者等派遣事業実利用者数（人）	12	20	20	20
手話通訳者設置（人）	1	1	1	1

(7) 日常生活用具給付事業

障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行い、日常生活の便宜を図ります。紙おむつやストマ用具の排泄管理支援用具の割合が大部分を占めており、今後の利用量は次のように見込みます。

日常生活用具	元年度 実績	3年度 見込	4年度 見込	5年度 見込
介護・訓練支援用具（件）	3	4	5	6
自立生活支援用具（件）	18	20	22	24
在宅療養等支援用具（件）	7	9	11	13
情報・意思疎通支援用具（件）	1	2	2	2
排せつ管理支援用具（件）	1,717	1,730	1,740	1,750
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）（件）	1	2	2	2

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員の養成研修を行います。上伊那 8 市町村共同で養成研修を実施しており、講座終了後は、奉仕員等として活動することが期待されます。

	元年度 実績	3年度 見込	4年度 見込	5年度 見込
手話奉仕員養成講習修了者数（人） ※総登録者数	186	190	193	195

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等に対して外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。実利用者数等は、次のように見込みます。

移動支援事業	元年度 実績	3年度 見込	4年度 見込	5年度 見込
実利用見込み者数（人）	220	164	166	168
延べ利用見込時間数（時間）	10,807	11,570	11,580	11,600

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

障害者に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。この事業は伊那市社会福祉協議会へ委託し、市内1か所で実施しています。利用者は、次のように見込みます。

地域活動支援センター	元年度 実績	3年度 見込	4年度 見込	5年度 見込
実利用見込み者数（人）	1,914	2,105	2,296	2,488

9 計画の推進と達成状況の評価

(1) 計画の達成のための推進体制

計画実現のため、障害者等及びその家族、障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者、関連団体、事業者、行政機関等により構成される「上伊那圏域地域自立支援協議会」及びその各専門部会等の場を活用し、市及び圏域で必要とされているサービスの充足に関する協議、課題解決のための提案、地域及び関係者・団体等によるネットワークの構築及び運営を行います。

(2) 計画達成状況の評価

計画を実効性のあるものとするため、年に1回実績を把握・評価し、必要に応じて「伊那市障害者施策推進協議会」や「上伊那圏域地域自立支援協議会」における検討や市民から寄せられた意見等により、見直しを行います。

計画の最終年度である令和5年度には、達成状況やサービス提供事業者の動向等を基に分析、評価を行い、次の計画に反映させます。

伊那市の障害者と障害福祉サービス費の推移

1 手帳所有状況

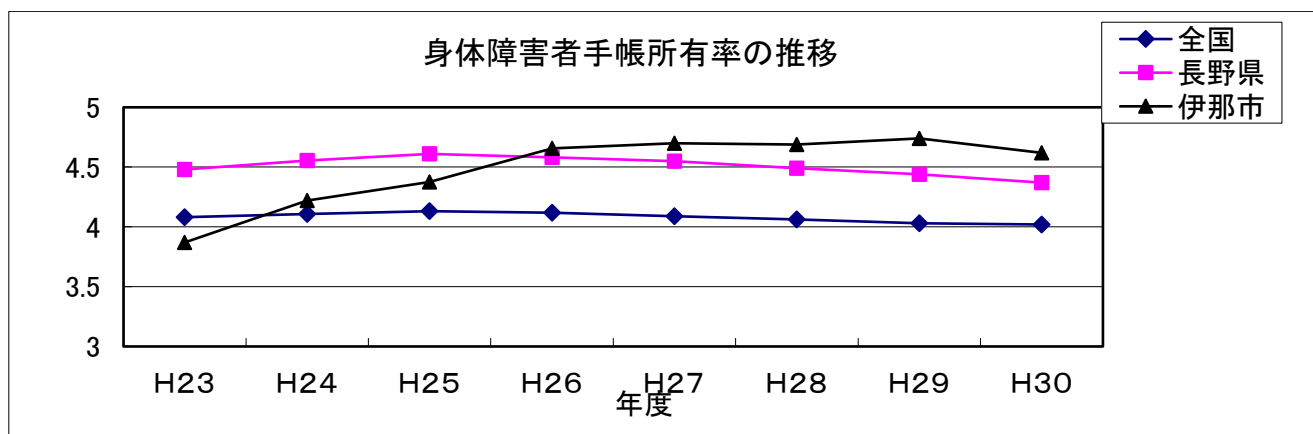
*人口数値：全国、長野県は総務省統計局、伊那市は住民基本台帳

*手帳所有者数：厚生労働省福祉行政報告例及び衛生行政報告例

基準日：各年度末3月31日現在

(1) 身体障害者手帳所有率（手帳交付者数／人口） (%)

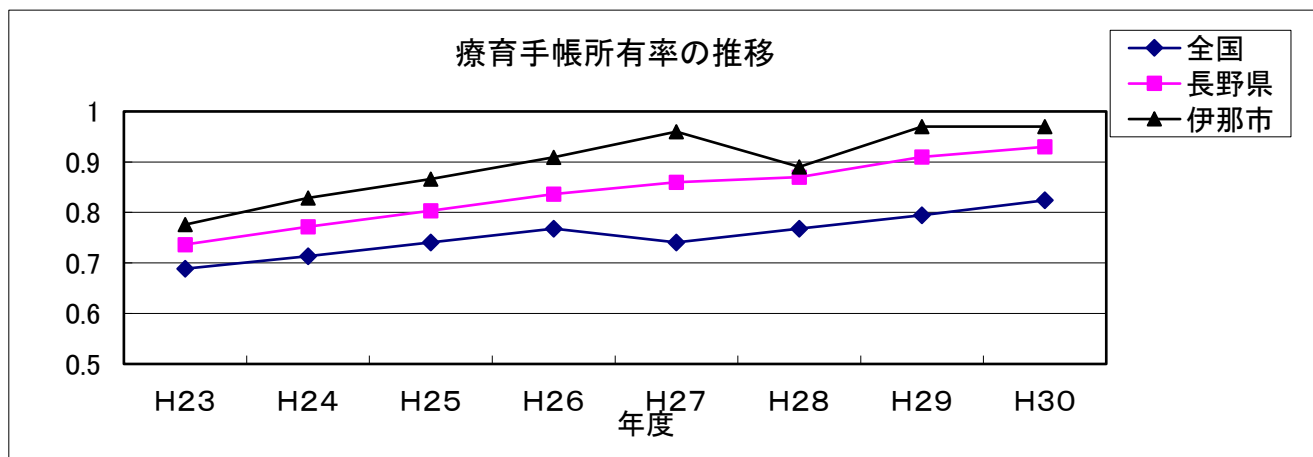
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
全国	4.08	4.11	4.13	4.12	4.09	4.06	4.03	4.02
長野県	4.48	4.55	4.61	4.58	4.55	4.49	4.44	4.37
伊那市	3.87	4.22	4.38	4.66	4.70	4.69	4.74	4.62



身体障害者手帳の所有者数は、全国及び長野県は平成25年度から微減となっているが、伊那市は平成26年度に増加後微増し平成29年度から減少している。後述するが、特に高齢者の伸びが多い。所有率は、ここ数年4.7%前後と横ばいになっている。

(2) 療育手帳所有率（知的障害者：手帳交付者数／人口） (%)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
全国	0.69	0.71	0.74	0.77	0.74	0.77	0.79	0.82
長野県	0.74	0.77	0.80	0.84	0.86	0.87	0.91	0.93
伊那市	0.78	0.83	0.87	0.91	0.96	0.89	0.97	0.97

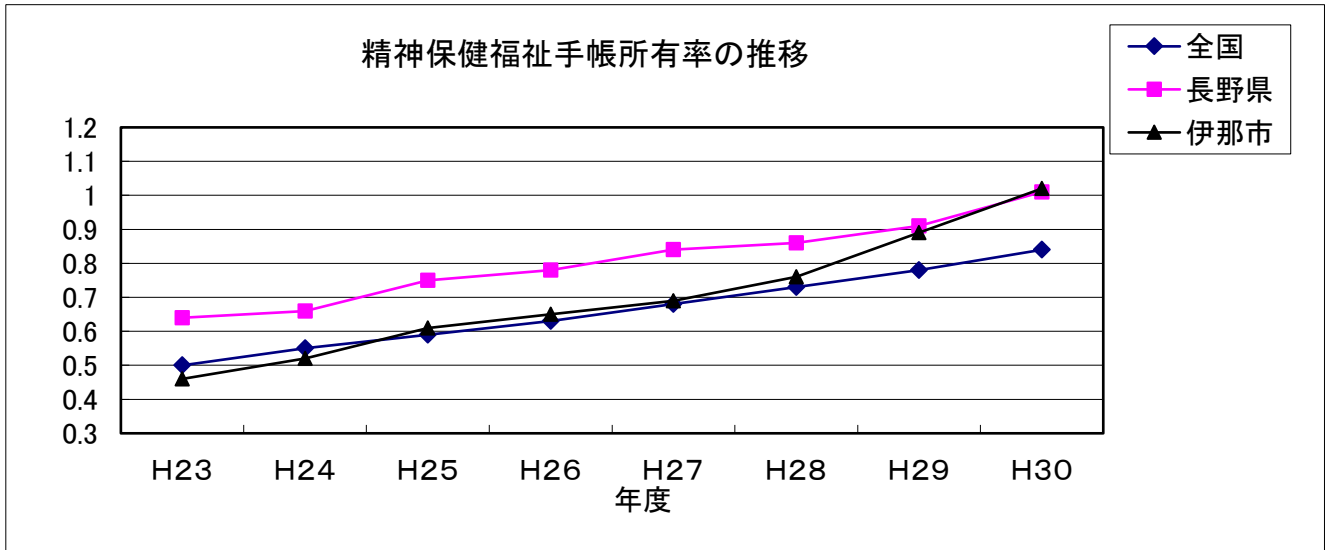


いずれも増加傾向にあり、全国や長野県に比較して所有率や伸び率がやや高い傾向にあったが、平成28年度において集計方法を見直したため、所有率は長野県より若干高め程度となった。

(3) 精神保健福祉手帳所有率（精神障害者：手帳交付者数／人口）

(%)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
全国	0.50	0.55	0.59	0.63	0.68	0.73	0.78	0.84
長野県	0.64	0.66	0.75	0.78	0.84	0.86	0.91	1.01
伊那市	0.46	0.52	0.61	0.65	0.69	0.76	0.89	1.02



長野県とほぼ同じ所有率である。

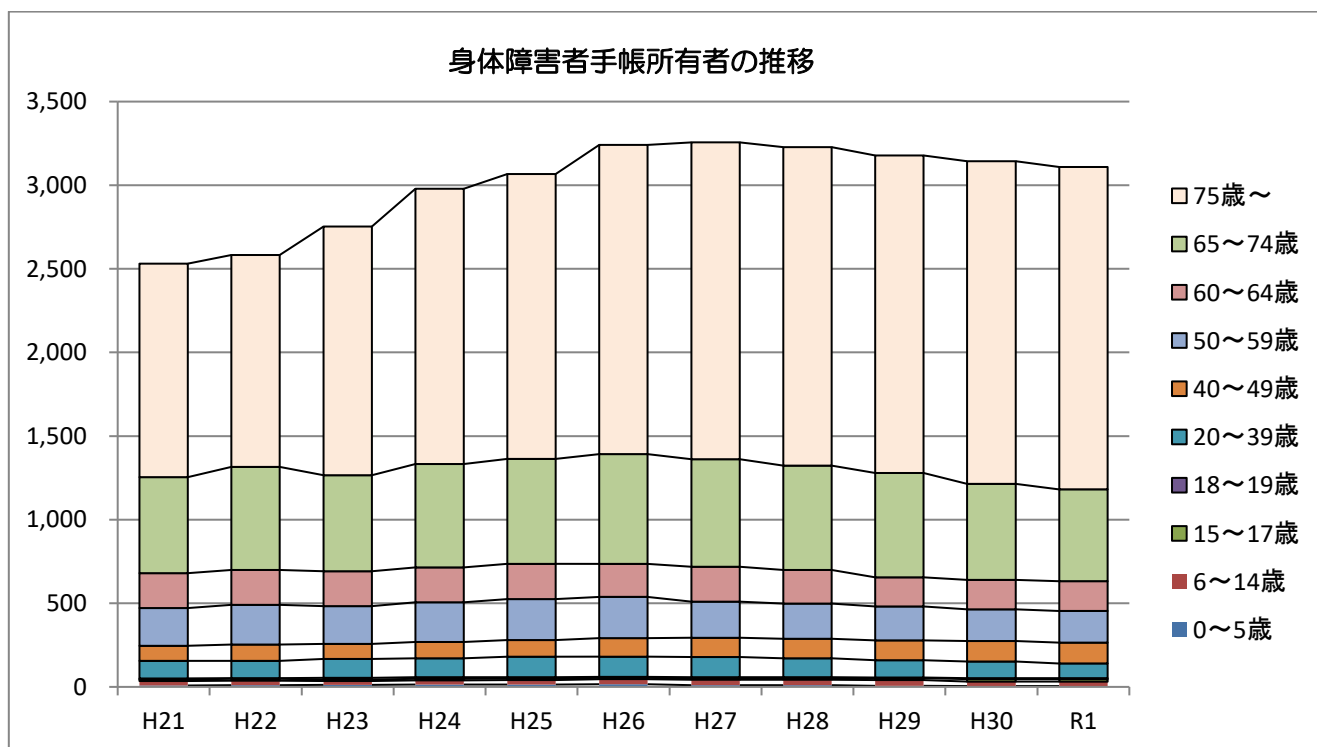
※手帳を複数所有するものがあるため、3障害合計の比較は行わない。

2 年齢別身体障害者手帳等交付実績

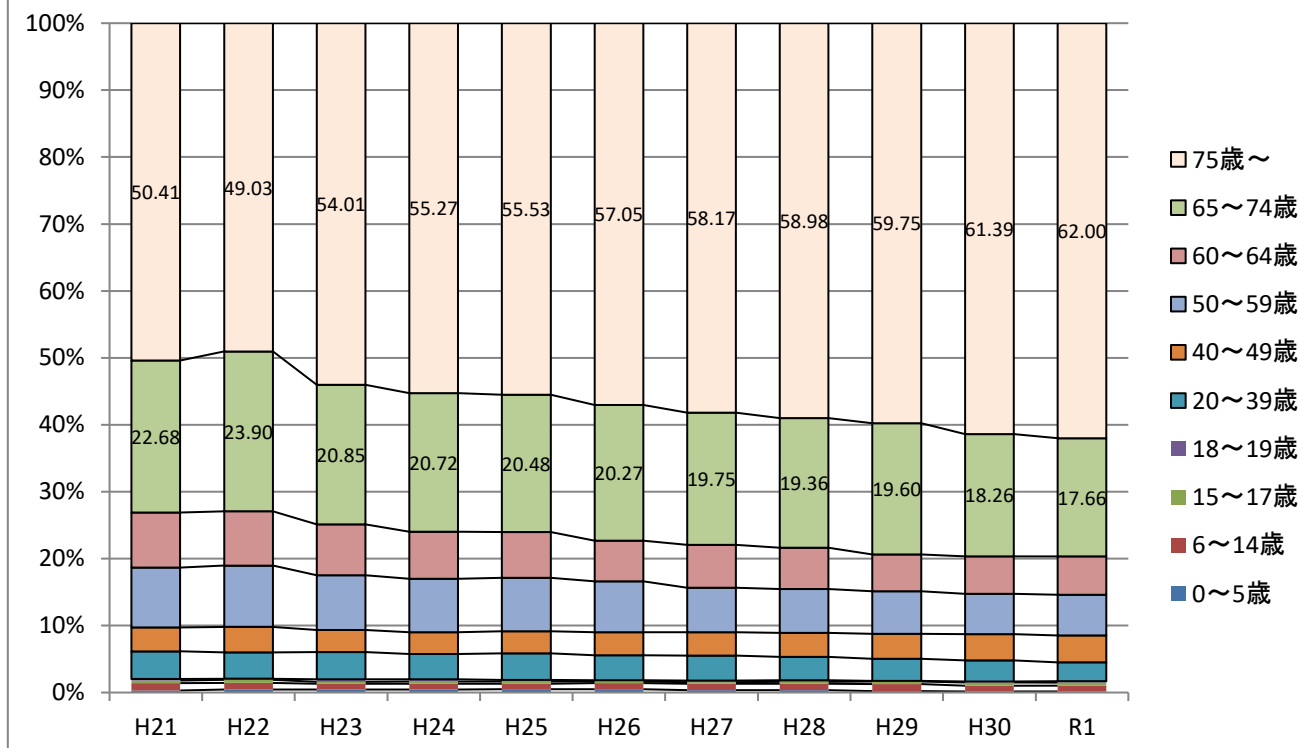
(1) 身体障害者手帳所有者数

(人)

年度 年齢	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
0～5歳	8	11	12	14	15	16	11	11	7	5	5
6～14歳	27	26	24	25	25	30	32	32	33	27	27
15～17歳	10	12	8	10	10	8	8	9	12	15	14
18～19歳	6	4	11	10	8	6	7	7	4	5	6
20～39歳	105	102	112	112	122	121	121	113	104	99	88
40～49歳	90	98	90	98	101	111	115	116	118	123	125
50～59歳	226	237	226	237	245	246	215	211	203	190	189
60～64歳	209	209	209	209	210	197	210	200	175	176	178
65～74歳	574	617	574	617	628	657	643	625	623	574	549
75歳～	1,276	1,266	1,487	1,646	1,703	1,849	1,894	1,904	1,899	1,930	1,927
計	2,531	2,582	2,753	2,978	3,067	3,241	3,256	3,228	3,178	3,144	3,108



身体障害者手帳所有者年代別分布状況



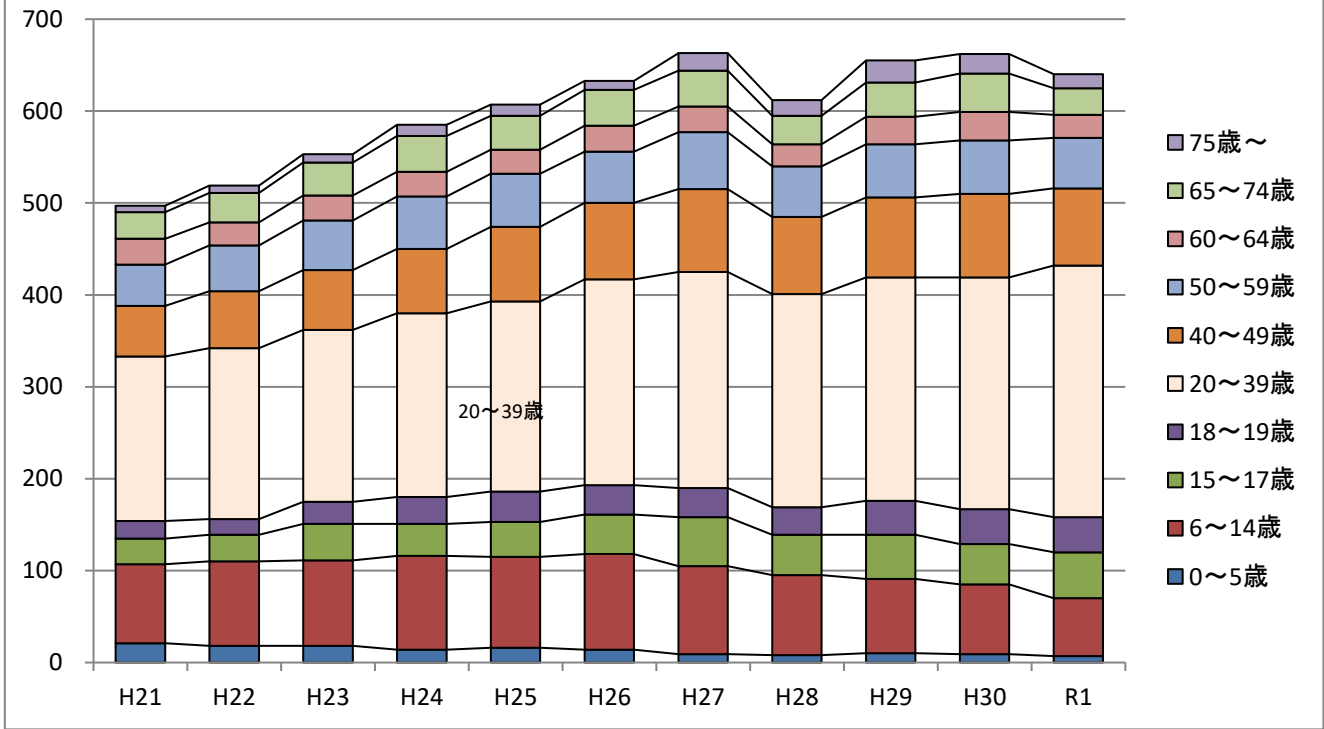
身体障害者手帳の所有者は、ここ数年横ばいとなっているが、特に75歳以上の後期高齢者の所有率の増加が顕著となっている。平成28年度の新規交付者のうち65歳以上の高齢者は75.7%を占めており、後天的疾患による障害によるもの、また、各種障害サービス等利用のために取得する者が多いということが考えられる。

(2) 療育障害者手帳所有者数

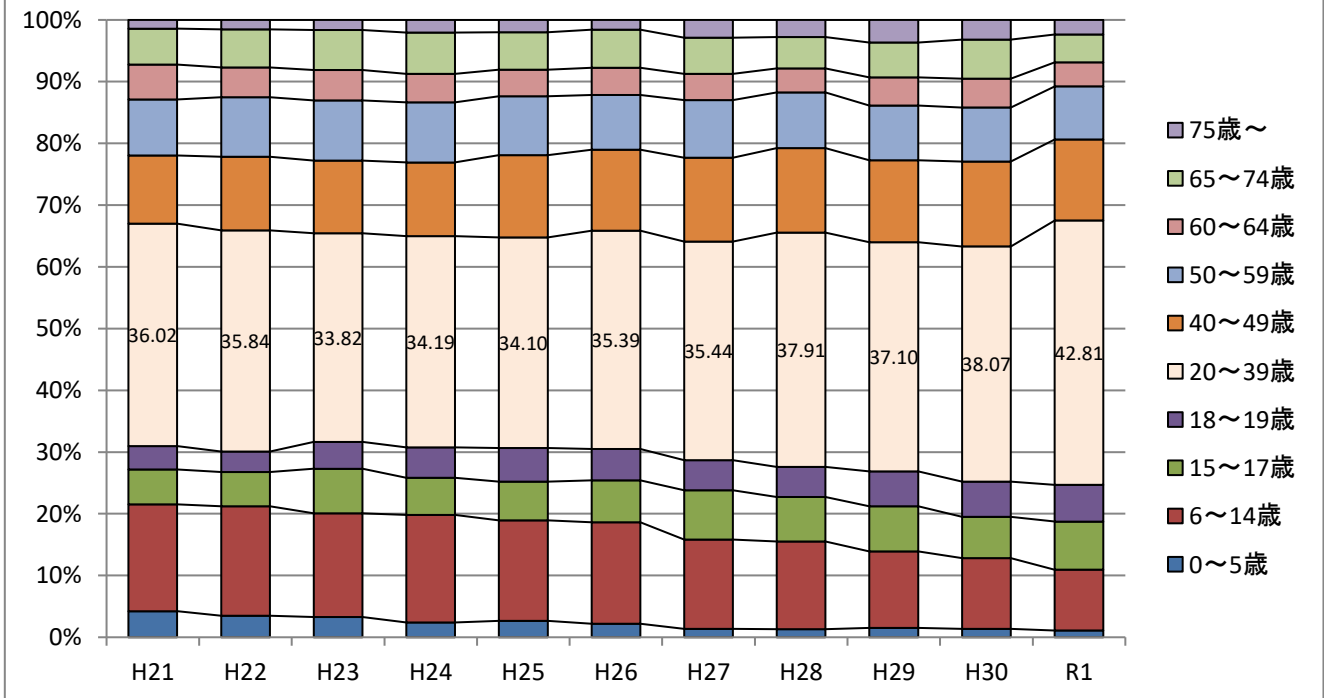
(人)

年度 年齢	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
0~5歳	21	18	18	14	16	14	9	8	10	9	7
6~14歳	86	92	93	102	99	104	96	87	81	76	63
15~17歳	28	29	40	35	38	43	53	44	48	44	50
18~19歳	19	17	24	29	33	32	32	30	37	38	38
20~39歳	179	186	187	200	207	224	235	232	243	252	274
40~49歳	55	62	65	70	81	83	90	84	87	91	84
50~59歳	45	50	54	57	58	56	62	55	58	58	55
60~64歳	28	25	27	27	26	28	28	24	30	31	25
65~74歳	29	32	36	39	37	39	39	31	37	42	29
75歳~	7	8	9	12	12	10	19	17	24	21	15
計	497	519	553	585	607	633	663	612	655	662	640

療育手帳所有者の推移



療育手帳所有者年代別分布状況

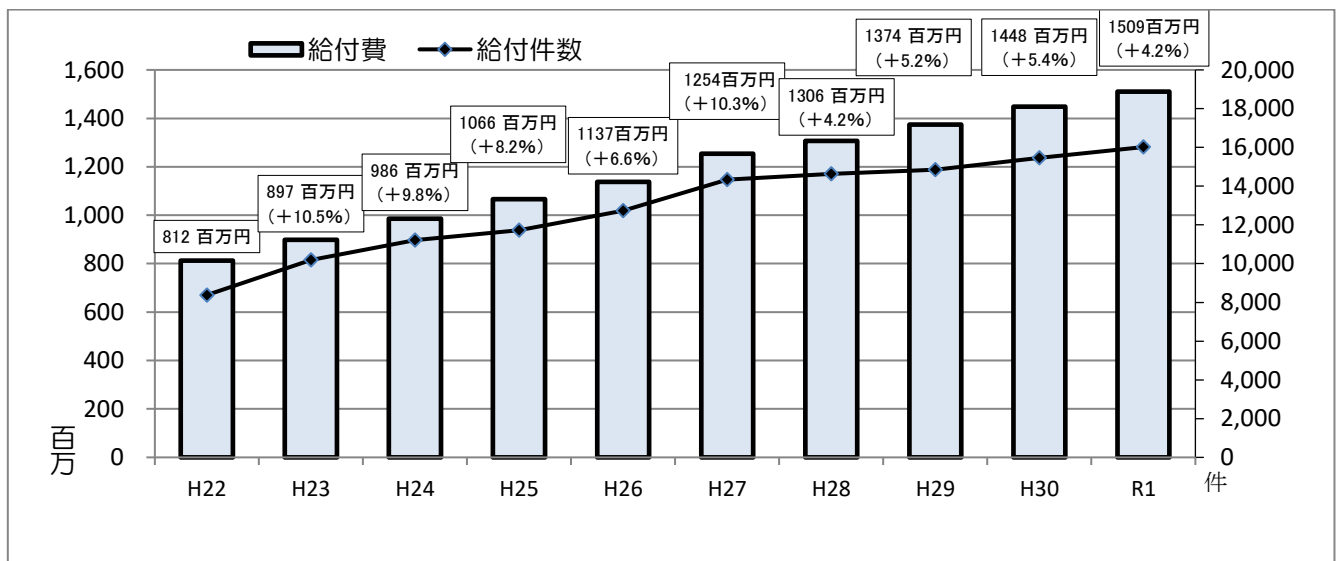


療育手帳の所有者は、20歳代から40歳代の年齢層が多い。知的障害があることを認識しないまま成人し、各種サービスの利用や就労のために手帳を取得する者が増えていると思われる。

障害者自立支援給付費等の推移

(1) 障害者自立支援給付費の推移

年度	障害者自立支援給付費		補装具費(給付・修理)		計		給付費 対前年 比(%)
	件数(件)	給付費(円)	件数(件)	給付費(円)	件数(件)	給付費(円)	
H22	8,239	798,841,808	141	13,534,422	8,380	812,376,230	110.1
H23	10,033	884,006,674	155	13,886,959	10,188	897,893,633	110.5
H24	11,060	969,776,737	152	16,320,492	11,212	986,097,229	109.8
H25	11,608	1,052,012,148	125	14,579,665	11,733	1,066,591,813	108.2
H26	12,608	1,123,222,836	133	13,898,567	12,741	1,137,121,403	106.6
H27	14,189	1,239,308,658	141	14,736,394	14,330	1,254,045,052	110.3
H28	14,531	1,292,971,035	106	13,388,165	14,637	1,306,359,200	104.2
H29	14,755	1,362,956,410	97	11,050,569	14,852	1,374,006,979	105.2
H30	15,344	1,437,232,321	113	11,495,792	15,457	1,448,728,113	105.4
R1	15,919	1,498,557,549	98	11,393,217	16,017	1,509,950,766	104.2



障害者を対象としたサービスは様々あるが、自立支援給付が中心となっている。制度の浸透とともに給付費・給付件数とも年々増加している。

補装具費を含む令和元年度の決算額は15億円を超過し、平成22年度の1.9倍となっている。国の予算推移も同様であり、障害福祉サービスに係る経費は、全国的に増加していると言える。

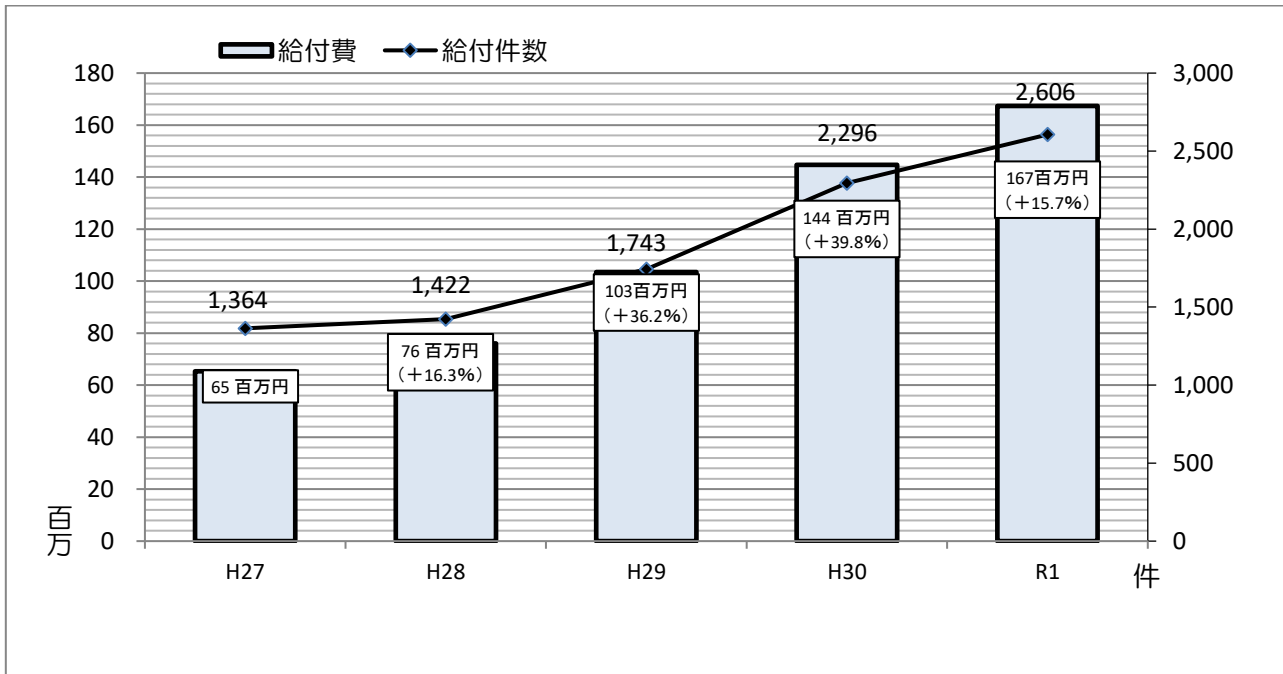
※サービス実利用者数

平成30年度 1,584人 令和元年度 1,668人 (84人増)

(2) 障害児通所等給付費の推移

*平成24年の児童福祉法改正により事業開始

年度	件数(件)	給付費(円)	給付費対前年比(%)
H27	1,364	65,358,016	103.4%
H28	1,422	76,022,334	116.3%
H29	1,743	103,530,203	136.2%
H30	2,296	144,697,508	139.8%
R1	2,606	167,362,411	115.7%



障害児を対象としたサービス。制度の浸透及び事業所の開業が年々増えており、給付費・給付件数とも年々増加している。

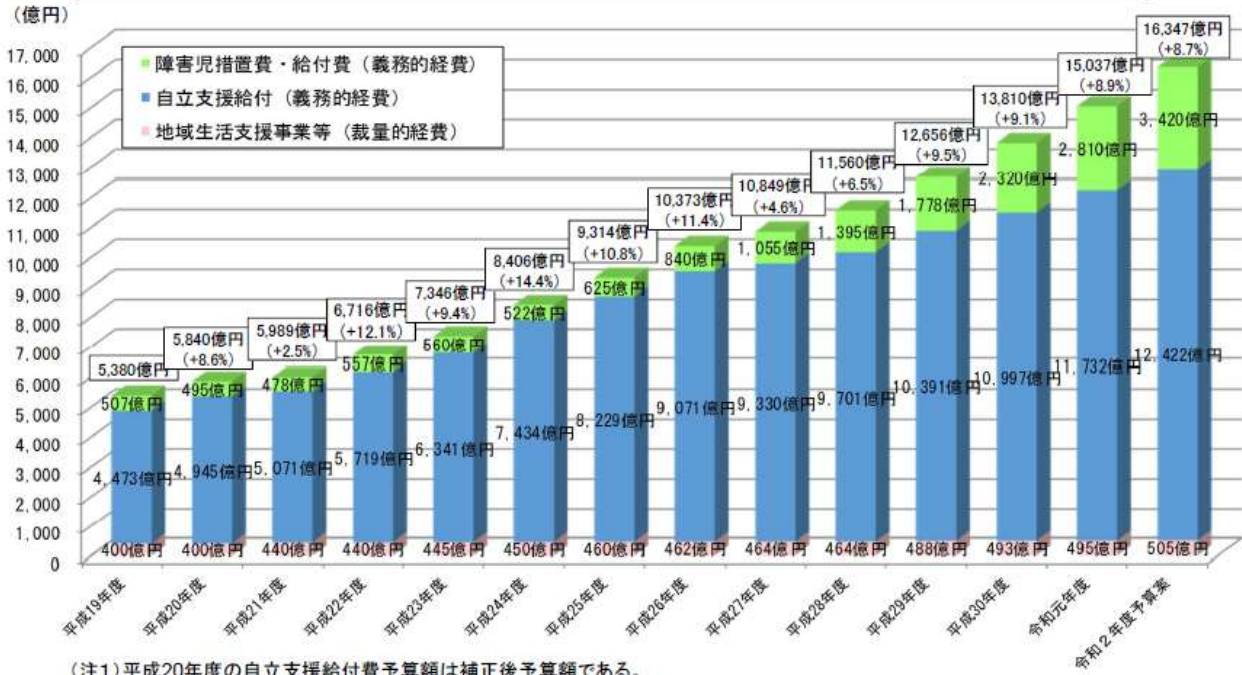
※サービス実利用者数

平成30年度 638人 令和元年度 673人 (35人増)

(参考：厚生労働省資料)

障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は13年間で約3倍に増加している。



- (注1) 平成20年度の自立支援給付費予算額は補正後予算額である。
- (注2) 平成21年度の障害児措置費・給付費予算額は補正後予算額である。
- (注3) 平成29年度以降の地域生活支援事業等には地域生活支援促進事業分も含まれる。